

# 令和5・6年度建設工事等の入札参加資格審査追加申請の手引き

## 1 入札参加資格の審査

竹原市が令和5・6年度に発注する建設工事等(建設工事及び公共土木施設の維持管理, 修繕, 保守又は点検業務をいう。)の一般競争入札及び指名競争入札(随意契約を含む。)に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)の審査を受けようとする者は, 広島県と県内市町が共同運用する「電子入札システム」を使用して申請の上, 書面による竹原市独自提出書類(「10 竹原市独自提出書類一覧表」参照)を所定の期日までに提出してください。窓口申請は不可とし, 電子申請のみの受付となります。

## 2 電子申請の方法

電子入札システムにより広島県(申請済の場合は除く)と竹原市に申請をおこなうとともに, 竹原市独自提出書類を持参又は郵送等により提出してください。

電子申請を行うためには, 電子入札用のICカードを準備する必要があります。

電子申請の詳細については, 次の「広島県電子申請」等を確認のうえ, 適切に申請を行ってください。

広島県電子申請(広島県ホームページへリンク)

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html>

## 3 電子申請期間及び竹原市独自提出書類提出期間, 認定日

電子申請期間及び竹原市独自提出書類提出期間	認定日
令和5年4月3日(月)～令和5年5月15日(月)	令和5年7月3日(月)
令和5年5月16日(火)～令和5年6月15日(木)	令和5年8月1日(火)
令和5年6月16日(金)～令和5年7月18日(火)	令和5年9月1日(金)
令和5年7月19日(水)～令和5年8月15日(火)	令和5年10月2日(月)
令和5年8月16日(水)～令和5年9月15日(金)	令和5年11月1日(水)
令和5年9月19日(火)～令和5年10月16日(月)	令和5年12月1日(金)
令和5年10月17日(火)～令和5年11月15日(水)	令和6年1月4日(木)
令和5年11月16日(木)～令和5年12月15日(金)	令和6年2月1日(木)
令和5年12月18日(月)～令和6年1月15日(月)	令和6年3月1日(金)
令和6年1月16日(火)～令和6年2月15日(木)	令和6年4月1日(月)
令和6年2月16日(金)～令和6年3月15日(金)	令和6年5月1日(水)
令和6年3月18日(月)～令和6年4月15日(月)	令和6年6月3日(月)
令和6年4月16日(火)～令和6年5月15日(水)	令和6年7月1日(月)

令和6年5月16日（木）～令和6年6月17日（月）	令和6年8月1日（木）
令和6年6月18日（火）～令和6年7月16日（火）	令和6年9月2日（月）
令和6年7月17日（水）～令和6年8月15日（木）	令和6年10月1日（火）
令和6年8月16日（金）～令和6年9月17日（火）	令和6年11月1日（金）

※電子申請が可能な時間帯は，9：00～17：00です。他の時間帯は申請できませんので注意してください。

※申請に必要な情報を入力し，「送信完了」までの処理を行う必要があります。

#### 4 提出先

《竹原市独自提出書類の郵送・持参先》

提出先	竹原市 総務企画部 財政課 契約係 (〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号)
-----	--

#### 5 申請資格

次に掲げるいずれかに該当する者は，入札参加資格の審査を申請することはできません。

ア	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
イ	申請しようとする建設工事の種類について，建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者
ウ	申請しようとする建設工事の種類について，建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（「6 必要な経営事項審査の総合評定値通知書」のとおり。）を受けていない者。
エ	ウで定める必要な経営事項審査において，申請しようとする建設工事の種類について，工事種類別の2年平均又は3年平均の完成工事高（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事，法面処理工事についてはとび・土工・コンクリート工事，鋼橋上部工事については鋼構造物工事においてそれぞれ内訳表示されている工事種類別の2年平均又は3年平均の完成工事高とする。以下同じ。）がない者
オ	資格審査の申請を行うときに，竹原市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がある者
カ	経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において，重要な事項について虚偽の申告をし，又は重要な事実の申告をしなかった者。ただし，過去に虚偽の申請を行い，既にそれを理由とした法に基づく処分又は竹原市の入札参加資格

	の取消しをされた者で，入札参加資格審査の申請日において当該処分等の日から24か月を経過している者を除く。
キ	プレストレストコンクリート工事，法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあつては，それぞれ土木一式工事，とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者
ク	次の(ア)から(ウ)までに掲げる届出の義務を履行していない者(届出の義務がない者を除く) (ア) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務 (イ) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務 (ウ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

## 6 必要な経営事項審査の総合評定値通知書

今回の電子申請で使用できる経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日は，入札参加資格審査の申請をする日の1年7月前の日より後のものである必要があります。

## 7 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後，経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において，重要な事項について虚偽の申告をし，又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は，入札参加資格の取消しを行います。

入札参加資格の取消しを受けた者は，令和5年度及び令和6年度において再び入札参加資格の申請をすることができません。また，令和7年度以降についても，その取消の日から24か月を経過する日までは，入札参加資格の申請及び入札参加資格の認定を受けることができません。

## 8 入札参加資格の有効期間

この入札参加資格が認定された日から令和7年5月31日まで有効です。ただしこの資格は，有効期間以降においてもその年度における資格が認定される日までは有効とします。なお，有効期間内であっても，認定された業種の建設業許可の取消し等により許可が無くなった場合は，当該業種の入札参加資格は失効します。

## 9 入札参加資格者名簿

入札参加資格の認定を行った場合は，建設工事入札参加資格者名簿に追加し，竹原市のホームページに公表します。

## 10 竹原市独自提出書類一覧表

番号	提出書類等	様式番号	申請者の区分	
			市内業者	市外業者
1	送信完了兼受付票(電子申請の最後の送信完了画面を印刷したもの)		○	○
2	納税に関する同意書(個人は代表者の同意書, 法人は法人の同意書)	様式第1号	○	—
3	印鑑証明書(写し可)		○	○
4	使用印鑑届(実印と使用印が異なる場合のみ)	様式第2号	△	△

(○印は提出が必要なものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。)

※ 注1 様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。

注2 また、「3」の提出書類については、提出する日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。

注3 「広島県 建設工事等の入札参加資格審査電子申請(追加申請)の手引き」等を参照し、添付書類の確認を行ってください。

### 11 注意事項等

- (1) 提出書類の中で、写し等を提出する場合には、複写機による鮮明なもので、A4版に調製したものを提出してください。
- (2) 申請における竹原市独自提出書類の綴じ方については、特に指定しません。